

社会保障の会計基準における争点

—米国の「社会保険会計基準」の展開に関連づけて—

今 福 愛 志

I 問題の設定

社会保障の会計基準のあり方が国際的に問題となっている¹⁾。一国の財政支出にしめる社会保障の膨大な額と将来の財政への影響が国内はもちろん国際的にみても無視できない状況にある今、社会保障の会計基準のあり方もまた問題になっている。これは、財政とは別の観点にたった社会保障の財務状況を評価するための一国の財務報告制度のあり方がイシュー—争点—になっていることを意味している。結論をさきにいえば、その方向は、各国の国民が老後と医療に期待しうる社会保障制度の現在と財政状態とその将来の持続可能性に関する体系的な財務報告を、任意とはいえ規範性を有する一般に認められた会計基準に依拠して報告しなければならない、という国際的な合意が醸成しつつあるといえよう²⁾。

会計基準は、この期待にどのような観点から社会保障制度をとらえ、それをどのようなフレームワークのもとに構築されるべきであるのか、その検討が本稿の課題である。それはこれまでの社会保障制度のとらえ方に対して、会計(学)サイドから新たな課題を提示する契機になるのではないか、という観点にたっている。

その場合、社会保障の会計基準といっても、政府が負うべき社会保険の範囲をどのようにとらえるかが会計基準においても問題となっている。上述した国際公会計基準審議会(IPSASB)諮問書(CP2015と略記する)では、社会給付(social benefits)をつぎのように定義されている。すなわち、「社会給付とは社会リスクの影響を緩和す

るために、個人および家計または現物で支払われる給付」と定義され、つづいて「社会リスク(social risk)とは、個人および家計の資源に追加の要求を課すこと、または収入を減らすことのおよずれかで、個人および家計の厚生に悪影響をおよぼす事象または状況」ととらえられている。そして、社会給付は広く「コミュニティに対する保健、教育、住宅、輸送、その他の社会的サービスの提供、ならびに家族、高齢者、障害者、失業者、退役軍人等への給付の支払」とされているが、給付の受益者で拠出をともなわない社会給付—上記の保険、教育、住宅、輸送など—は集合財として、会計基準の対象からはずされている。

一般的に狭義の社会保障は以下の4つである³⁾。社会保険、社会福祉、生活保護、社会手当。そのうち、社会保険は「年金保険、医療保険、医療保険等のように原則としてその加入者の負担によってその給付が賄われる社会保険制度」とされ、上記のIPSASBのCP2015の対象である社会給付と一致している⁴⁾。しかし、CP2015は、社会給付の会計基準のフレームワークの構築というよりも、そのための問題点の整理にとどまっており、本稿の目的である社会保障制度に関する公会計のフレームワークのあり方を考察するうえで有益な資料を提供していない。

一方、米国の連邦会計基準諮問審議会(FASAB)は1990年以降、社会保障のうち社会保険を対象を限定して会計基準の策定にあたってきた⁵⁾。その間、社会保険の会計基準、公開草案、予備の見解などが多様なかたちで公表されてきた。前述したIPSASBのCP2015にくらべても、争点は明確

に提示されている。本稿は、それらの公表物をもとに、主題である社会保険の会計基準は社会保険制度のなにを争点とし、それをどのように受けとめて、会計基準の構築を図ってきたのかを明らかにして、社会保障なく社会保険会計基準の展開する方向を示し、つぎに予定しているわが国の社会保険会計基準を考察する際の一つの考えかたを提示したい⁶⁾。

Ⅱ 社会保険の会計基準をめぐる取引の識別—交換取引か非交換取引か

米国の社会保険の会計基準はつぎの5つを対象としている⁷⁾。すなわち、社会保障（養老・遺族および障害者年金）、メディケア（高齢者および障害者向け公的医療保険制度）、鉄道退職給付、炭粉症給付、および失業給付金。

なかでも、「2つの制度—社会保障とメディケア—がとりわけ重要である。なぜなら、それら制度への国民の加入者数が非常に多数にのぼること、制度に係わる財政問題、そして財務諸表にこの膨大な額の将来給付の予想額を組み入れることによる難問ゆえである。これまで米国の連邦会計基準諮問審議会（FASAB）は、社会保険制度に関する根本問題をどのように連邦財務報告のなかであらわすべきかについて相当の資源をさいてきた。」⁸⁾

これら社会保険に関する会計基準が構築される時、第1に問題となるのは当該社会保険給付をめぐる政府と国民との関係をどのようにとらえるべきか、という問題である。いいかえれば、当該関係を当事者間の取引関係とみれば、当該取引とその他の取引とがどのように識別されて、会計基準が構築されるかという問題である。その際の識別の規準は、当該取引が交換取引（exchange transaction）、あるいは非交換取引（nonexchange transaction）—相互取引（reciprocal transaction）あるいは非相互取引（nonreciprocal transaction）—のいずれに識別されるのか、という問題となる。

交換取引とは⁹⁾、取引の当事者の一方が犠牲を払い、その見返りに価値を受け取る取引であるから、財またはサービスの提供をうけ、将来に貨幣またはサービスを提供する約定をする場合—つまり、双方向の場合—には、負債が認識されなければならない。この事例には連邦職員の将来の退職給付が該当する。他方、非交換取引とは、一方の当事者が価値を受け取り、その見返りに価値に見合う財またはサービスを提供する約定をしない場合である。この場合、政府は価値を受け取ることなく医療、教育、教育などのサービスを提供することから、会計基準では負債の認識がもためられない。当該負債はオフバランスとなる¹⁰⁾。

連邦財務会計概念にとって、取引の識別が米国の連邦政府にとって不可欠であることを概念書はつぎのように述べている¹¹⁾。

「連邦政府は、わが国の国民が自らの主権を行使する時の媒体である。この役割にもとづき、連邦政府は国家レベルで「一般の福祉の増進」のための共同行為を行う責任を有する。いいかえれば、政府は政府というエンティティと他の当事者とのあいだの相互の引渡し（reciprocal transfers）に係わらない多くのプログラムを実施している。この例には、災害救済、州・地方政府への補助金、助成金、および個人に対するその他の移転プログラムがある。連邦政府がそのような重責を担うのは当然のことである。なぜなら政府は、国民の福祉を高めるために社会が選ばれたものを通して国民のあいだの移転を実施するエージェントであるからだ。」

それゆえ、米国の社会保険会計基準のつぎなる問題は、政府と制度加入者との間の財またはサービス給付に関する社会保険制度の特性の識別が焦点となる。社会保険の特性にてらすと、それは交換取引か、それとも非交換取引か。

FASABが初めて社会保険会計基準17号を定めた1999年当時においても、社会保険制度が他の社会保障制度と異なる、固有な5つの特徴を有している点が注目されている。いいかえれば、非交

換（相互）取引として識別できない特徴がある¹²⁾。

- 加入者または事業主からの資金の調達、
- 給付要件が税、保険料および勤務期間に依拠していること、
- 高額所得者から低額所得者、障害者などへの所得の移転であること、
- 給付が法で規定され、管理者の裁量権がほとんどないこと。

この特徴のうち、「加入者または事業主からの資金の調達」、「給付要件が勤務期間などに依存していること」にてらすと、非交換取引の性格とは必ずしもいえない性格をあわせもっている¹³⁾。それを SFAS17 はつぎのように要約する。

「社会保険制度は複合した特徴からなる。それゆえ、特殊な会計基準を必要とする。当該制度は交換と非交換取引の要素を一体化したものである。毎年の政府補助金（非交換取引）または長期的な年金制度（交換取引）のような伝統的な会計概念では必ずしも十分に適合しない。」（SFAS17, Summary, p.1）

以上の検討の結果、それでは社会保険の会計基準はどうあるべきかという主題がつぎの問題となる。

Ⅲ 社会保険の会計基準における負債のとらえ方と会計問題

上述した初社会保険会計基準（1998年）の前の1995年に、連邦政府の負債のとらえ方に関する会計基準「連邦財務会計基準5号：連邦政府の負債会計」が公表されている¹⁴⁾。同会計基準においても、前述したように2つの取引に識別して、負債の認識について検討されている。すなわち、「相互または交換取引」から生ずる負債は、取引の他方の当事者が財またはサービスが提供した時に認識されなければならない。そして、「非相互移転または非交換取引から生ずる負債は、報告日における未払額が認識されなければならない（SFAS5, Summary）。それゆえ、2つの取引から

生ずる負債の概念はつぎのように導かれる。

「負債とは、連邦政府が認めた事象に関する財務上の責任を公式に認め、かつ非交換取引または交換取引が発生した時、そしてその時にかけ、当該事象から生じた資源の将来の流出に関して認識される。」¹⁵⁾（SFAS5, Summary）

しかし、会計基準5号はその対象範囲として保険、保証、そして職員の年金にかかる負債に限定して、社会保険を除外してその後の会計基準17号に検討をゆだねている。なぜなら、「社会保険制度の債務に関する認識、測定、表示は当審議会に対して重要な理論的、実務的な問題を提起した」と述べて、つぎのように結論する。すなわち、審議会によれば、理論的観点にてらして、社会保険制度が交換取引または非交換取引となるのかどうか、あるいは双方の特徴を有しているのかどうか検討したが、結論として「社会保険の責務は非交換取引の特徴を有することを支持し、それゆえ負債の認識を報告日現在の未払額に限定する」（para.135）として、現行の処理基準を継続して支持している。

それでは、初社会保険会計基準であるSFAS17は、「理論的、実務的な観点から」社会保険の会計基準をどのように展開させたのか。それはつぎの3点に認められる。第1に、すでに述べたように、社会保険の範囲を特定し、他の連邦政府会計とは異なる観点が必要なことを明らかにした点である。それはつぎの点に示されている。

「納税者は長期的な計画のもとに社会保険制度を信頼しているのであるから、社会保険制度の根本的な問題はつぎの点にある。

- (1) 社会保険制度が現在構築されているように今後も持続可能であるのかどうか、
- (2) 政府の財政状態になにが影響をおよぼすのか。本基準の諸規定は社会保険制度の複雑さを反映している。それを全うするために、必要となる情報は、政府の財政状態および社会保険制度の将来の予算財

源の十分性について利用者が評価できる
よう役立つことである。」(SFFAS17,
Summary)

第2に、しかし社会保険の負債の認識については、「相当な議論をへて、社会保険給付は非交換取引として分類され」(para.192)、それまでの処理を踏襲して、報告日現在に保険給付の期限が到来したが未払の額(すなわち、支払期限債務(due and payable))に限定している¹⁶⁾。したがって、クローズドグループ-すなわち、受給者および現加入者¹⁷⁾にかかる債務は旧来どおりオフバランスとされた。なぜなら、将来の給付は将来期間の制度上のコストであり、それをオンバランスするのはいわゆる賦課方式(pay-as-you-go financing)に反しているから、その情報は制度の持続可能性の評価にとって有用ではないからである(para.70-71)。

いうまでもなくクローズドグループの負債を認識してオンバランスを主張する側は、前述したとおり「[社会保険制度の]取引が圧倒的に交換と

する特徴を有している」からとして、5つの特徴-拠出制、勤務期間、政府援助、給付の法定、特別な会計エンティティ(トラストファンド)-があげられている(para.73)¹⁸⁾。

最終的には両者は妥協して負債のオンバランスに代えて、SFFAS17の第3の特徴であるスチュワードシップ補足情報(supplementary stewardship information)の開示が規定された¹⁹⁾。その目的はつぎの2つを評価することにある(para.9)。(1)社会保険制度に係るエンティティと政府という2側面からみた長期的な持続可能性、(2)現在の制度加入者に提示された給付支払のために、当該制度と国による将来の制度加入者からの財源の調達力。

スチュワードシップ補足情報のひな形は[図表1]のようになる。この補足情報では、すでに述べた受給者と現加入者からなるクローズドグループのスチュワードシップ-受託責任-の情報ではなく、受給者、現加入者にくわえて将来加入者からなるオープングループの給付と財源に関する情

[図表 1] 社会保障-スチュワードシップ補足情報

(単位：兆ドル)

社会保険計算書-養老・遺族および障害者保険- 1996年9月30日現在の75年予測					
	1996	1995	1994	1993	1992
75年間の将来給付支払額の保険数理上の現在価値	\$ X				
退職年齢に達しない現加入者	X	X	X	X	X
退職年齢に達した現加入者	X	X	X	X	X
将来加入予定者	X	X	X	X	X
小計-75年間の給付支払総額	19	X	X	X	X
マイナス 75年間の将来拠出額と当該税収の保険数理上の現在価値					
退職年齢に達しない現加入者	Y	Y	Y	Y	Y
退職年齢に達した現加入者	Y	Y	Y	Y	Y
将来加入予定者	Y	Y	Y	Y	Y
小計-75年間の拠出と税収総額	16	Y	Y	Y	Y
75年間の将来給付支払総額が将来拠出と税収総額を超過する額	\$3	\$X	&X	&X	\$Y

[出所] SFFAS17, p.40.

報にとどまっている。将来加入者の数と拠出額という、非常に不確定な要素を組み入れたオープングループのみの情報が社会保険制度の持続可能性と財政状態を評価するうえで有用な情報であるかどうか、これがつぎなる争点のひとつになる。

この争点にその後どのように対応したのかに関して、FASABの対応で注目される点はつぎの4つである。第1は、前節で言及された連邦財務会計概念書5号（〔注14〕を参照）における負債概念の変更である。すでにふれたように、新しい負債概念では、旧概念から「連邦政府が認めた事象に関する財務上の責任を公式に認めた」負債という文言が削除され、社会保険制度における政府と国民との取引の実態に即して、負債をとらえ直そうとしている。

第2は、社会保険会計基準の公開草案（2008年以下ED2008と略記する）である²⁰⁾。ED2008は、社会保険の負債の認識に関しては会計基準17号の認識基準を踏襲している。すなわち、支払期限債務（due and payable）にしたがい報告日現在、支払期限が到来し、未払の額にかぎって政府の貸借対照表の負債としている。しかし争点は、社会保険の給付をうける対象をオープングループでなく、受給者と現加入者を対象とするクローズドグループとした場合、会計基準はどうあるべきかという問題である。ED2008は、この争点に対してつぎのような開示の拡大によって対応している。

- クローズドグループの負債—社会保険コミットメント（social insurance commitments）—が政府の貸借対照表本体の下段に、一行表示として開示されなければならない。しかし、負債は財務諸表本体にふくまれない。
- 政府の基本財務諸表のなかの重要指標表において、当年度の正味コスト、正味資産の開示とともに、当年度において発生したクローズドグループの正味の変動額の開示がもとめられている。

第3は、現にオンバランスされている負債で

あっても、政府の権力によって現行法が変更される可能性がある時、それは政府の負債であるかどうかという問題である。この問題は、連邦財務会計概念書5号（SFFAC5）において発生主義との関連で議論された。結論は、発生主義にもとづく負債は既発生債務をさすのであり、現行法の将来の改訂の可能性とは別問題とされ、つぎのように明記された²¹⁾。

「ある項目が資産、負債、収益、費用の定義に合致するかどうかの判断は、報告日現在に存在する条件—現行法をふくむ—にもとづいている。なぜなら、発生主義による財務諸表のすべての要素はすでに発生した取引または事象に基礎をおいている。それゆえ、ある項目が報告日に現にある諸条件のもとで当該要素の定義に合致すれば、その後、当該条件を変更できるという政府の権限は、報告日における当該項目を除外しない（または権限が生じない）。たとえば、ある項目が報告日に負債の定義に合致した場合、その後に法を改定して当該項目が定義に合致しないようにする政府の権限は、報告日における負債の存在を除外するものではない。」

この結果、すでにのべたクローズドグループの負債の認識は否定されたが、支払期限債務のオンバランスは公式に認められた。

最後の第4は、連邦会計基準書37号「社会保険：マネジメントの討議と分析（MD&A）に関する追加規定」である²²⁾。同基準によれば、基本財務諸表とは別のセクションにおかれたMD&Aにおいて社会保険に関する重要値、その変動と理由に関する開示の体系化が規定されている。それにはつぎの項目の開示かつもとめている（para.2）。

- a. コスト、資産、負債、社会保険コミットメント、予算不足額、長期的な財政予測に関する情報、
- b. これら重要値に関する表または一覧表による提示、
- c. 社会保険計算書のなかにキャッシュ・フロー正味現在価値、その内訳と合計に関するセクションの設定、
- d. オープングループの数値の変動

理由を記した社会保険金額の変動計算書の提示。

ここでの争点のひとつは社会保険計算書のなかの重要値としてオープングループとクローズドグループのいずれを使用するかという問題である。すでにのべたとおり、現行基準では、クローズドグループのなかの受給者に対する債務のうち、当年度に支払期限が到来し未払いの額がオンバランスされるが、ここでの問題は現加入者と受給者が将来、受給する権利が確定した債務をオープングループのそれと分別して開示するかどうかの問題である。会計基準37号では重要値である「正味の財政状態」をあらわした表では、オープングループの開示のみをおこなっている。また、MD&Aの社会保険計算書ではクローズグループの「将来収入マイナス将来支出の額の現在価値」として開示されているが、そこでもオープングループの正味の額が最終的な金額として開示されている。

IV 社会保険制度と会計基準

連邦財務会計概念書1号「連邦財務報告の目的」²³⁾の冒頭で、つぎのように表明している。

「連邦政府による財務報告は政策の立案、行動の計画、成果の評価などの目的で情報を提供する。くわえて、財務報告書の作成と監査のプロセスは、取引が正確に記録、報告され、整合性のある定義が諸取引のあらわすために利用されることにより、大きな保証をあたえ、それが政府のなうアカウントビリティ全体の仕組みを高めることになる。かくして、連邦財務報告は諸制度に対する政府の管理責務を経済的・効率的・効果的に全うし、公に会計責任をはたすことに貢献する。」(para.21)

この連邦政府の財務報告の目的にてらして、社会保険制度の会計基準はどうあるのか。社会保険制度が将来世代の拠出からなる賦課方式 (pay-as-you-go) でまかなわれる制度であり、給付を減額する法改正を行う権限が政府にあるとすれば、現時点で政府が負っている、既に発生した債務は本

来の債務ではなく、政府の貸借対照表からオフバランスすべきではないかという見解が、すでに指摘したとおり、米国の社会保険の連邦財務会計基準の制定に関連してたえず生じている。

そのことは、連邦政府の社会保険の会計基準の歴史を概観すれば、了解できる。1985年にいたるまで保険数理上の算出額が連邦政府の社会保険の費用であり、当該支出額が履行されなければ、それが負債とされた。それは当時の企業年金会計の会計処理と同等であった²⁴⁾。しかし、その後、企業年金会計基準は抜本的に改革が行われ現在にいたっている²⁵⁾。それは既発生債務を負債として貸借対照表にオンバランスしなければならないというものであった。

この企業年金会計基準の制定(1985年)に促されるように、米国の社会保険制度の会計基準は賦課方式であっても、たえず負債のオンバランスかオフバランスかは最大の争点であった。たしかに、社会保険の負債はクローズドグループのうち現加入者をのぞいた上に、受給者の既発生債務でなく財務報告年度に給付しなければならない額のうち未払いの金額に限定され、米国はもちろんわが国の公的年金制度の会計処理でも継続している。その点では、負債の認識のとらえ方は変わっていない。

それでもなお、社会保険の会計基準をめぐる問題は依然、議論をよんでいる。上述したように、連邦政府の財務報告目的にてらして、社会保険の会計基準もまた政策の立案、行動の計画、成果の評価の目的に貢献するために、そして制度の持続可能性の評価に應えるためにどのように対応するのか、これが米国の連邦財務会計基準が直面している課題である。社会保険制度が非交換-非相互-取引に属するから、連邦会計基準の適用外にあるとされない特徴がすでに述べたとおり社会保険制度に内在している。その上、社会保険制度が会計上、非交換取引とされても、国民はその制度の持続可能性と将来の給付を期待している。

米国の連邦財務会計基準は、この期待に対して

財務諸表本体とその外にある開示のあり方を再編成するかたちで対応している。ここでも争点のひとつが、クロズドグループの正味の負債の開示か、それともオープングループにかかる将来—75年間—の正味キャッシュフローの開示か、という問題が議論になっている。この争点は、クロズドグループに対して既に発生している債務—既発生債務—を連邦政府の財務報告の体系のなかでどのように開示するか、という問題としていまなお、解決をみていない。そこでみられるように、米国の社会保険の会計基準は、財務諸表本体への負債のオンバランスというよりも、スチュワードシップ報告、MD&A をふくめた財務報告全体の体系のなかに位置づけようとしている。

米国における社会保険会計基準の展開のプロセスをあらためてみると、会計基準にとくに求められるものは、企業会計基準以上に財務報告の体系のなかでそれをどのようにとらえ、開示するかという問題であり、その体系のなかで社会保険制度の持続可能性の実態を明らかにすることにあるように思われる。

(日本大学名誉教授)

注

- 1) たとえば、つぎを参照。International Public Sector Accounting Standards Board (IPSASB), Consultation Paper, *Recognition and Measurement of Social Benefits*, July 2015. 詳細はつぎを参照。拙稿「社会的給付の債務認識をめぐる公会計フレームワークの国際的動向—国際公会計基準審議会 (IPSASB) 諮問書「社会的給付の認識と測定 (2015) をめぐって—」『公会計改革の理論・制度と課題』日本大学経済学部産業経営研究所報告書、代表古庄修、2017年3月。
- 2) ギリシャの財政危機に対するドイツの援助めぐる負債のオンバランス問題と国際公会計基準の適用については、つぎを参照。Soll, Jacob, "Greece's Accounting Problem," *The New York Times*, January 1, 2015. また、ギリシャに対するEU、とくにドイツの財政援助政策の問題点についてはつぎを参照。ヴォルフガング・シュトレック著、鈴木直訳『時間かせぎの資本主義』2016年、みすず書房、第三章。
- 3) 以下による。小塩隆士『持続可能な社会保障へ』NTT出版、2014年、第1章。
- 4) その他の3つの制度はつぎのように定義される。「②社会福祉：身体障害者、児童、高齢者および母子所帯のように、社会的に援護が必要とされる状況に際して、自立して能力が発揮できるように政府が提供する公的サービス、③生活保護：生活困窮者に対して政府が健康で文化的な最低限度の生活水準まで補足的に援助を行い、自立支援を促す制度、④社会手当：児童手当のように、一定の要件が満たされれば一定の給付が行われる制度。」小塩隆士、前掲書、20頁。
- 5) FASAB については、たとえばつぎを参照。藤井秀樹「公会計の概念フレームワークとその諸特徴—アメリカにおける動向とそのわが国への示唆—」日本銀行金融研究所、Discussion Paper No.2003-J-18、2003年。
- 6) 米国の公的年金の会計基準、とりわけ財務報告の会計基準の実態についてはつぎを参照。清水涼子「公的年金給付に係る財務報告について」『会計検査研究』No.38 (2008.9)。
- 7) FASAB, *Statement of Federal Financial Accounting Standards 17: Accounting for Social Insurance (SFFAS17)*, 1999, Summary.
- 8) FASAB, *Statement of Federal Accounting Standards 37 (SFAS37), Social Insurance: Additional Requirements for Management's Discussion and Analysis and Basic Financial Statements*, 2010, Summary.
- 9) SFFAS17, para.22.
- 10) プライベート・セクターにおける取引の識別は、非交換取引であっても交換取引であっても負債はオンバランスされる。つぎを参照。「プライベート・セクターにおける会計概念と基準は、相互取引 (例：サービスの提供に対する従業員への支払) と非相互取引 (例：非営利団体への寄付の約束)

とを区別している。これは一般には交換取引と非交換取引についての連邦会計に類似している。しかし、プライベート・セクターでは交換、非交換取引にかかわらず負債の認識については違いがない。」SFFAS17, para.190.

- 11) IPSASB, *Definitions of Elements and Basic Recognition Criteria for Accrual-Basis Financial Statements* (SFFAC5), 2007, para.127.
- 12) SFFAS17, para.15-20.
- 13) 後述のⅢ節で言及される「SFFAS17改訂公開草案」(ED2008)では、社会保険を非交換取引とみなす見解－社会保険の負債を限定的にとらえる見解－に反対する論者から、つぎのような反論がなされている。「社会保険に関する税の徴収と給付支払は2つの異なる非交換取引であり、政府はいつでも社会保険コミットメントから逃れることができるという賦課方式にもとづく主張は、会計・行政・政治からみて支持できない。社会保険は国民の支持をえているし、国民はそれが相対の取引であり、議会も社会保険局もその認識を一層強めている。」FASAB, *Accounting for Social Insurance*, Revised, Exposure Draft, 2008, A36 a.
- 14) FASAB, *Statement of Federal Accounting Standard 5: Accounting for Liabilities of The Federal Government*, (SFFAS5), 1995. なお、米国の社会保険会計基準の展開(1999年～2008年まで)については、つぎを参照。西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』2011年、日本経済新聞社、第4章。
- 15) 2007年に公表された連邦財務会計概念書5号では、負債はつぎのように定義されている。「負債とは、特定の事象が発生した時、あるいは要求があった時、連邦政府が他の当事者に対して資産またはサービスを提供する現在の責務である。」(IPSASB, *Statement of Federal Financial Accounting Concept5: Definitions of Elements and Basic Recognition Criteria for Accrual-Basis Financial Statements*, 2007, para.39.) 本稿で示した1995年連邦会計基準5号の定義に比して、2007年概念書5号では、負債の定義から「政府が認めた事象

(government acknowledged-event)」と「連邦政府が認めた事象に関する財務上の責任を公式に認め」という文言が削除されている点が重要であると思われる。

- 16) SFFAS17は、支払期限債務(due and payable)をつぎのように定義している。「SFFAS17は、社会保険制度に関して“due and payable”負債基準を決定した。この基準によれば、報告認識される費用は、当該期間の給付支払額プラス前期末から当期末までのあいだの負債の増加額(またはマイナス減少額)である。負債は、報告期間末現在において受給者本人またはその代理人に給付期限が到来しているが未払いの社会保険であり、それには既発生債権であって報告されていないものもふくまれる。」(note 2)
- 17) 社会保険制度の加入者グループは、クローズドグループとオープングループに区分される。クローズドグループは、受給者と現加入者であるから、将来、たとえば、向こう75年間の将来加入者はふくまれない。オープングループには社会保険制度の予測期間－FASABでは75年間－の予測が行われ、その間の予想加入者が対象となる。社会保険の負債問題では、クローズドグループの負債の認識が重要な争点である。かりに社会保険制度の変更が予想され新制度への移管が生ずるような時、現加入者の移管にともなう給付の規準値はクローズドグループ値となる。(SFFAS17, para.97-103)
なお、負債の認識でなく、両者の開示をめぐる会計基準の問題については、つぎの第3節を参照。
- 18) 負債のオンバランスを支持するものなかには、米国の財務会計基準審議会(FASB)の資産負債観にもとづくべきであると主張するものもいた(para.78)。
- 19) SFFAS17に先行してステュワードシップ追加報告に関する会計基準が公表されている。FASAB, *Statement of Federal Accounting Standards 8: Supplementary Stewardship Reporting*, 1996. SFAS8はその目的をつぎのように表明している。「連邦

政府のステewardシップ報告基準はつぎの2つの事項に関してである。(1) 政府に委託された資源, すなわち, 管理されている不動産, 諸設備, 投資としてみなされるもの, (2) 政府が引き受けたさまざまな責任, すなわち現に行われているサービスの評価。」(SFASB8, Summary)

- 20) FASAB, Accounting for Social Insurance, Revised, 2008. (以下, ED2008 と表記する。)
- 21) IPSASB, *Definitions of Elements and Basic Recognition Criteria for Accrual-Basis Financial Statements* (SFFAC5), 2007, para.17.
- 22) FASAB, Statement of Federal Accounting Standards 37 (SFAS37), *Social Insurance: Additional Requirements for Management's Discussion and Analysis and Basic Financial Statements*, 2010. なお,

社会保険をめぐる MD & A でなく, 連邦政府の一般目的財務諸表における MD & A に関する会計基準はつぎを参照。FASAB, *Statement of Federal Financial Accounting Standards15: Management's Discussion and Analysis*, 1999.

- 23) FASAB, *Statement of Federal Financial Accounting Concepts1: Objectives of Federal Financial Reporting*, 1993.
- 24) 米国の社会保険の会計処理の歴史的背景については, つぎを参照。SFAS17, *Appendix-Historical Background*.
- 25) 米国の企業年金会計基準の展開については, つぎを参照。拙著『企業年金会計の国際比較』中央経済社, 1996年。